

アイム

2020
february
NO.781

2

特集/2020年4月施行 民法(債権法)改正の概要について

TALK

組織の枠をこえて地域課題と向き合う、
鹿児島の未来のために

公益社団法人 鹿児島青年会議所
理事長 保 直延 さん

会員さんクローズアップ

フレンチレストランの原点を
見つめなおして、最高のおもてなしを
フランス厨房 旬彩(株式会社バンブー)
オーナーシェフ 浦川 和美 さん



写真/福昌寺跡(島津義弘墓所)鹿児島市池之上町
[詳しくは、1ページのコラム「没後400年島津義弘ゆかりの地を巡る」をご覧ください]



おかげさまで創業270年

百年一新 百貨維新

百貨繚乱



山形屋

〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話(099)227-6111
www.yamakataya.co.jp



会報アイムは鹿児島商工会議所ホームページに掲載しています。
パスワード：aim2019

アイム

鹿児島商工会議所会報

この会報の愛称「アイム」は、鹿児島商工会議所のビルと併せて「AIM」の愛称とされています。自己紹介の言葉「I..m..」は、出会いの始まりです。「I」には「インフォメーション」「インテリジェント」、「m」には「メトロポリス」「ミー」の意が込められています。

2020
february
NO.781

2

CONTENTS

- 2 2020年4月施行 民法(債権法)改正の概要について
- 5 TALK
公益社団法人鹿児島青年会議所
理事長 保直延さん
- 6 会員さんクローズアップ
フランス厨房 旬彩(株式会社ハンブー)
オーナーシェフ 浦川和美さん
- 7 景況調査
- 8 フォトニュース
2020年 年始会
消費税軽減税率セミナー
- 9 中小企業のセキュリティ対策
- 10 経営相談ガイド
マル経/決算・確定申告個別相談会
- 12 時代を読み解くツボ
- 13 部会・委員会活動報告
商業部会・総合サービス部会合同委員研修会
観光・飲食・交流部会委員研修会
- 14 快進撃企業に学べ
- 15 労働保険事務組合のご案内
- 16 鹿児島県事業引継ぎ支援センター
- 17 インフォメーション
令和2年度 鹿児島商工会議所検定試験日程のご案内
新入会員紹介 / 特定商工業者法定負担金ご納入のお願い
経済講演会・会員交流会参加者募集
- 20 トレンド通信

2月のスケジュール

鹿児島商工会議所

期日	件名
1 土	
2 日	かごしま検定 第40回マスター、第38回シニアマスター、第26回グランドマスター試験 於：4階アイムホールほか
3 月	第111回下級珠算・暗算検定試験申し込み受付開始(～3/12迄)
4 火	
5 水	かごしま商人塾 第1回 18:30～20:30 於：14階
6 木	鹿児島県ランチ交流会 17:00～20:00 於：城山ホテル鹿児島
7 金	
8 土	
9 日	第218回珠算・第128回段位試験 於：14階ほか
10 月	かごしま商人塾 第2回 19:00～21:00 於：14階
11 火	
12 水	ワンストップ専門相談会 13:30～16:00 於：13階
13 木	
14 金	かごしま商人塾 第3回 19:00～21:00 於：14階
15 土	
16 日	
17 月	決算・確定申告相談会(～3/16迄) 於：13階
18 火	
19 水	第85回リテールマーケティング(販売士)検定試験 於：4階アイムホールほか かごしま商人塾 第4回 19:00～21:00 於：14階
20 木	
21 金	
22 土	
23 日	第154回簿記検定試験 於：4階アイムホールほか
24 月	
25 火	かごしま商人塾 第5回 19:00～21:00 於：14階
26 水	
27 木	
28 金	
29 土	

※予定は変更になる場合があります。

没後400年 島津義弘ゆかりの地を辿る

NPO法人 かごしま探検の会 代表理事 東川 隆太郎

◆福昌寺跡(島津義弘墓所)

元和5(1619)年7月21日、島津義弘は加治木において亡くなった。その後、亡骸は加治木に埋葬されず、島津本宗家の菩提寺である鹿児島島の福昌寺へと運ばれることになった。亡骸が加治木から鹿児島島へ向かうのを送り届けた後に、家臣らが加治木の実窓寺川原において殉死した話は有名である。

福昌寺は一時、明治2(1869)年の廃仏毀釈の際に廃寺となるが、墓地だけは当時の場所に残った。しかし寺自体は、明治28年に薩摩川内市の向田に再興されて現在に至っている。義弘の墓は、当時の墓地の一角にあり、周辺には兄である義久や父の貴久の墓もある。さらに、義弘の夫人や朝鮮半島で亡くなった息子の久保の墓も隣接してある。こうした戦国期の墓は、江戸期の藩主らの墓とは別の区画にまとめられている。そのためか、義弘の三男である初代藩主の家久の墓は、義弘の墓とは少し離れた山際にある。

さて、その福昌寺の創建は応永元(1394)年のことで、7代島津元久によるものであった。総持寺の末寺であることから曹洞宗で、山号は玉竜山。島津氏の菩提寺ということもあ



り、歴代の当主から保護されて、最盛期には寺中に1500人もの僧侶が居住していたとされている。戦国期の逸話としては、天文18(1549)年に鹿児島島に到着したザビエルが、当時の住職である忍室と交流したことが知られている。またルイス・フロイスは著書「日本史」の中で、福昌寺を「日本国において最も格式の高い寺院で、そこには100余名の仏僧があり、多額の収入を有していた」と記述している。義弘の父である貴久が元亀元(1570)年9月に、谷山郡福本名の水田を寄進した記録もあるように、島津家の信仰はこの時代も篤かった。

このように、戦国期にも隆盛を誇った福昌寺にある義弘らの墓。戦国時代を島津家が戦い抜いたからこそ、今日我々が目にする事ができるともいえるが、それを思えば墓自体の規模などはわりと質素で、他の当主らと同じ宝篋印塔である。それでも格式や威厳に満ちた空間であるので、是非一度足を運ばれてはいかがでしょうか。

2020年4月施行 民法(債権法)改正の概要について

今年はいよいよ3年前(2017年5月)に国会にて成立した改正民法(債権法)が施行されます。

今回施行される改正民法(債権法)は、契約や取引に関する制度改定になりますので、企業間取引や企業と消費者の取引に大きな影響が生じます。法務省(法制審議会)の改正作業開始が2009年ですので、約10年がかりでの大改正となりますが、古い法律を新しくしたに過ぎない部分も多く、特に注意していただきたい点は、新しい内容や制度への変更点になります。本稿では、その中心的な内容について、民法に詳しい高井章光弁護士に概説していただきます。

1. 5つの新しい制度改定

改正民法(債権法)にて導入された新しい制度(改定も含みます)としては次の5つを挙げることができません。

- ① 消滅時効期間を5年間に統一
- ② 個人保証制度の厳格化
- ③ 譲渡制限特約のある債権の譲渡の有効
- ④ 法定利率について変動制の導入
- ⑤ 定型約款の法制化

このうち、①の消滅時効はどのような取引においても問題となりますし、②の個人保証も金融取引を中心として広く行われておりますので、どの企業の方においても重要事項と言えます。③に関しては基本取引契約を締結しているような取引において、債権譲渡を制限する特約が規定されている場合には、今後その取扱いが異なるため注意が必要となります。但し、④については取引実務ではあまり問題となることは少ないと思

いますし、⑤については約款取引を実施している企業にとっては重要性が高くなりますが、それ以外の企業においては影響は少ないように思います。

2. 消滅時効に関する改正

消滅時効に関する改正のうち、注意が必要な点は次の3つです。

- ① 原則として消滅時効期間は5年間に統一
- ② 短期消滅時効制度の廃止
- ③ 協議を行う合意による時効完成猶予の制度

現在の民法では、消滅時効期間は10年間とされ、さらに、商品売買の売買取金の消滅時効期間は2年間とされているように、各取引の内容によつて2年間や3年間の短期での消滅時効期間とされており、ところが、改正民法では、これら短期消滅時効の規定がなくなるとともに、消滅時効期間は一律に5年間に統一されます。消滅時効に関する商法の規定も削除されます。なお、正確には、

「債権者が権利を行使することができることを知った日から5年間」と「権利を行使することができる時から10年間」のどちらか早い条件を満たした場合に消滅時効が完成することになります。取引から生じた債権については債権管理をしておりますので、通常、「権利行使することができる時」と「権利を行使することができることを知った日」は一致し、短い5年間の消滅時効が重要となります。

協議を行う合意による時効完成猶予の制度とは、契約内容に疑義が生じたために当事者間で協議をしている最中に、当該問題となっている債権について5年間の消滅時効が到来してしまつと、消滅時効を止めるために訴訟を起こさねばならないことになってしまつため、当事者が書面にて協議を行うことを合意している場合には、そのときから1年以内の期間は消滅時効が完成することはないという制度です。協議期間をさらに書面で更新することで、最長5年間は猶予期間を延ばすことができます。

3. 個人保障に関する改正

個人保証についての改正事項は多いのですが、主な改正点としては以下の点を挙げる事ができます。

- ① 事業に関する貸金の保証についての公正証書作成義務
- ② 事業に関する債権についての委託時の情報提供義務
- ③ 包括保証は書面による極度額の定めがない場合は無効

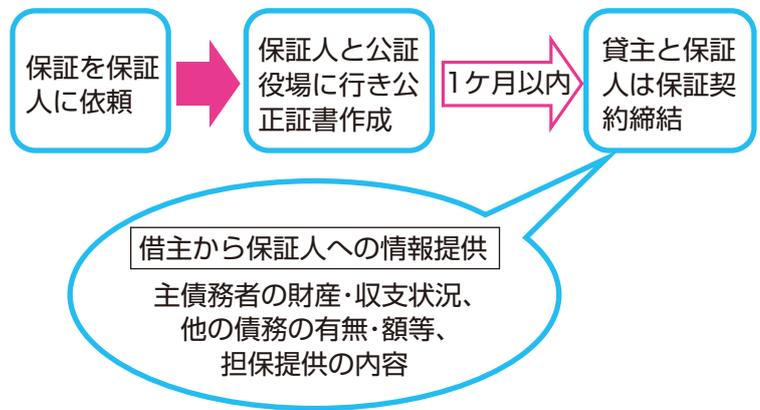
一番大きな改正点は、事業に関する貸金（金融機関によるか否かを問わない）に対する個人保証の場合、保証する一ヶ月以内に公正証書にて保証意思を確認した旨の公正証書を作成しないと保証ができない点であり、かなり手続が面倒になります。但し、経営者や株主が保証する場合はこの公正証書作成の対象外となりますので、今後、貸金について個人保証をとる場合には、経営者や株主に限定される傾向となると思われます。

さらに、貸金のみならず、貸金以外の取引上の債権など事業に関する債権について個人保証を行う場合、保

証を委託する会社は保証人に対し、会社の現在の財務状況や債務の状況について正直に説明しなければならず、この説明がなされていなければならず、虚偽である場合には保証人は後日、保証を取り消すことができることになりました。保証人に財務状況等を説明しなければならぬとすれば、会社としては第三者に保証を頼みにくくなり、債権者としても後で説明がなかったなどと保証人から言われるようなことは避けたいため、ますます保証人となる者は経営者や株主に限られることになると考えられます。

以上から、会社の貸金について第三者に保証を頼む場合の手順は以下のとおりとなります。

さらに、賃貸借契約における賃借人の義務に対する個人保証、企業間取引契約における個人保証など、いくつもの取引債権が生じる契約について包括的に保証している場合には、書面にて保証限度額（極度額といいますが）を明記しないと保証が無効とされることになりました。

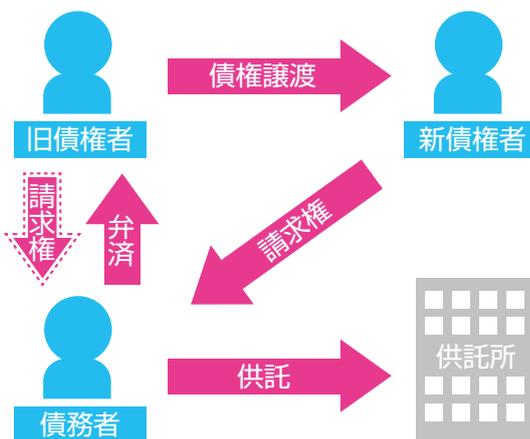


4. 譲渡制限特約のある債権の譲渡

取引基本契約には必ずと言って良いほど、書面による承諾なくして売掛金等の債権を第三者に譲渡してはならない旨の条項が入っています。債務者としては突然に債権を譲り受けたと主張する者から請求を受けることになる事態を避けるための条項ですが、他方、このような条項は、売掛金を担保として融資を受ける場合

の障害になっていたため、改正民法では、このような契約書の規定に反して債権譲渡がなされたとしても、当該債権譲渡は有効とすることになりました。

せっかく譲渡禁止の規定を契約書に規定しているにもかかわらず、債権譲渡が有効となってしまえば、今度は債務者側を保護しなければなりません。そこで、改正民法は、債務者の対応策として、新債権者からの請求を拒んで、法務局（供託所）に供託するか、（新債権者の指示がある場合には）旧債権者へ支払うことができるとしています。



今後、債権譲渡が活発となる可能性があり、その場合、いきなり知らない第三者から支払を求められることになり得ます。そのときの対応方法として供託する手続があることを覚えておいてください。

5. 法定利率について変動制の導入

現在、利息の利率を決めなかった場合に適用される法定利率は民法では年5%、商事取引の場合は商法により年6%となっておりますが、低金利の現状とそぐわないため、商法の規定は削除され、民法の利率を年3%に引き下げるとともに、3年ごとにこの利率が見直されることとなりました。

6. 定型約款の法制化

現在、約款が利用されている取引が多いにもかかわらず、法律の規定がなかったため、不特定多数に同様の取引を行うケース（これを定型取引といいます）に限って、その約款（これを定型約款といいます）のルールが決められました。これらの約款

は、取引の相手方が約款を取引に利用することに同意した場合か、約款を前提とすることの説明（表示）を受けた上で取引を行った場合に契約と同じ効力があることとされます。ただし、具体的な個々の条項について、相手方がきちんと把握して同意しているわけではないため、民法の一般的な規定と比べて相手方に一方的に不利益な条項は無効として取り扱われることとなります。そのほか、約款を変更する場合の手続などが決められました。

7. 個別契約類型における主な重要改正点

これまで改正点において重要とされる一般的な制度について概説しましたが、最後に各契約類型における主な重要改正点について説明を致します。

(1) 売買契約

様々な改正がなされましたが、契約内容不適合責任について理解しておく必要があると思います。瑕疵担保責任の名称がなくなり、契約内容を実現できなかった場合すべてにつ

いて一本化されました。これらの不都合があった場合、買主は売主に対して、目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しなどの「履行の追完請求」ができるほか、追完請求しても対応がない場合には代金の減額を請求することができます。

(2) 請負契約

売買契約と同様に、契約内容不適合責任が重要な改正点となります。瑕疵担保責任の名称がなくなり、売買契約の契約内容不適合責任と同様の取扱いとなりました。また、これまでは瑕疵担保責任の期間は引渡しから1年以内とされていましたが、改正民法では注文者が不適合（不具合）を知ってから1年以内に請求すれば請負人は対応しなければならぬことになりました。

(3) 賃貸借契約

敷金や原状回復費用について明確に規定されることとなりました。特に原状回復費用については、賃貸借契約において詳細に規定していない場合には、経年による変化は賃貸人負担となります。

8. 改正民法への対応方法

改正民法の対象は多岐にわたっていますが、契約書を作成していれば影響がない部分が多いため、契約書を整備することをお勧めします。また、業種ごとに問題となる改正条項が異なりますので、必要となる部分について特に注意しておく和良好的と思います。

さらに2020年4月1日より前に契約した取引は、依然として旧民法が適用され、改正民法は2020年4月1日以降の契約による取引が対象となりますので、どちらの法律が適用されるかも注意が必要です。



高井総合法律事務所
弁護士 高井章光

PROFILE

高井総合法律事務所代表。企業法務や企業組織再編実務、中小企業関係事務、訴訟紛争事件、一般民事事件など、幅広い業務を行う。日本商工会議所経済法規専門委員会委員や経済産業省・中小企業政策審議会臨時委員、日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター副本部長なども務める。著書に『中小企業法務のすべて』（共著 商事法務2017年）など多数



たもつ なおのぶ さん (39)

鹿児島市生まれ

2003年 経営コンサルティングファームに入社し、約2年間勤務
2005年 城山観光株式会社に入社、取締役就任
2019年 城山観光株式会社 常務取締役

2016年 鹿児島青年会議所に入会
2018年 鹿児島青年会議所 総務委員長
2019年 鹿児島青年会議所 副理事長
2020年1月 鹿児島青年会議所 理事長



公益社団法人
鹿児島青年会議所
理事長

保直延さん

組織の枠をこえて地域課題と向き合い、鹿児島市の未来のために

Q 鹿児島青年会議所は、どのような団体ですか？

A ひとつづくり、まちづくりを通して地域に貢献していく青年団体です。20歳〜40歳の有志が入会し、様々な立場の人が活躍しています。鹿児島市の未来を考えると、課題は山積みです。「なんとかしなければいけない」という危機感を、誰もが持っているはず。青年会議所メンバーは課題に正面から向き合い、対策を考え、そして行動します。鹿児島青年会議所には65年もの長い歴史があり、継続して行っている事業もたくさんあります。例えば、

「おぎおんさあ（鹿児島祇園祭）」では、壱番神輿を1984年より私たちが担当。また、韓国のイチョン青年会議所と1978年に姉妹盟約を結び、交流事業を続けています。

2018年5月には「JCIIAS PAC（国際青年会議所アジア・太平洋地域会議）」を鹿児島島で開催。国内外8000名を越す規模の国際大会を主管しました。私も運営に関わり、とても貴重な体験でした。

青年会議所の素晴らしさを伝え、もっと多くの方に参加してもらいたい、という思いもあります。

自分の仕事だけでも忙しいのに、「なんでそこまでするの？」と思うている人も多いのではないのでしょうか。私も、入会前はそう思っていました。でも、活動に関わっていく中で素晴らしさがわかってきました。いろいろな出会いがあり、ほかでは得難い体験がたくさんあります。

青年会議所には、成長の機会がたくさんあります。企業の中だと上司の指示で部下が動いてくれますが、青年会議所では勝手が違う。快く動いてもらうために、丁寧に動機づけすることも必要です。また、本業との両立のために、効率的な時間の使い方も考えます。活動に参加すれば自然と力がつき、成長を実感できます。そして、ここで身についたスキルは、本業でも役立つはず。

Q 2020年1月に理事長に就任。抱負をお聞かせください。

A 私も40歳になりますから、今年12月で卒会です。その最後の1年間は、理事長という大役を任せられました。とにかく精一杯やっていく。すべてを出しきります。先輩方から受け継いだ事業を発展させていくことはもちろんのこと、新しいことにもどんどん挑戦していきます。

鹿児島青年会議所では「SDGs（持続可能な開発目標）」の推進に取り組んでいます。これは国際連合で採択されたもので、2030年をゴールと定めた世界目標です。私たちの活動も、これを意識したものに なっています。2020年は、このSDGsのカンファレンスの開催を計画しています。いろいろな企業や団体あるいは個人の方も巻き込んで、一緒に考えていきたいですね。

それから、今年は鹿児島県知事選挙をはじめ、選挙の多い年になります。最近では若者の投票率が低い。選挙に行くことも地域課題のためにできる行動のひとつです。若者が地域課題を自分事として捉え、政治にも関心を持つきっかけになるような事業も展開します。

私たちはメンバーが丸となって取り組めます。そして、組織の枠を超え、他の団体や市民とも手を取り合って活動を進めていきます。みなさん、一緒に頑張りましょう！



フランス厨房 旬彩
(株式会社バンブー)

うらかわ かずみ
オーナーシェフ 浦川 和美 さん(68)

会員さんクローズアップ

落ち着いた雰囲気の小さなお店で、素敵な時間を味わえる。長年にわたりフランス料理を作り続けてきたオーナーシェフは、理想のフレンチレストランを追い求めています。

特別な時間を演出する 老舗のフレンチレストラン

フレンチレストランで食事をするというのは、特別なことだと思えます。お客様に素晴らしい時間を過ごしていただけるよう、料理と雰囲気づくりに努めています。当店ではディナーもランチもコース料理を提供。内容は時期によって異なり、旬の素材をたっふりと使います。

創業は1988年。東京で修業したあとに郷里の鹿児島で働くようになり、その後、独立しました。当初は天文館に店を出し、二官橋や七味小路など、天文館界隈で何度か移転もしています。一時、店を閉めて食品卸会社の商品開発の仕事に関わったこともあります。

現在の店舗は2016年から。これまで長く仕事をしてきましたが、フレンチレストランの原点にかえりたいという思いもあります。若い頃に働いていた東京のレストランには、「特別感」がありました。ただ食べるだけの場所ではない。ここで食事を楽しむことが素敵な瞬間である、という感じですね。そういうお店が私の理想。特別な時間を演出するために全力を尽くしたいので、完全予約制で営業しています。

気軽に経営相談ができる場所 商工会議所は頼りになります

鹿児島商工会議所には、開業当初からお世話になっていきます。気軽に経営相談ができる場所が必要です。天文館に店舗があった頃には、近いこともあってちよつとしたことでも聞きにいらしていました。場所が離れて頻度は減りましたが、今も引き続き頼りにしています。

商工会議所の担当の方に勧められ、昨年には小規模事業者持続化補助金を店舗改装に活用しました。ここはかつてハンバーグ屋で、店内にはその頃のものも残っていたんですね。フレンチレストランの雰囲気とはちよつと違う、と感じていました。改装でだいぶ雰囲気も変わり、理想の空間に近づきました。

経営の柱をもつ一つ 新規事業に向けて準備中

忙しい時期もあれば、予約が入りにくい時期もある。売上にはどうしても波があります。だから、安定的に収益が出る事業も必要です。そこで物販事業を計画。私が調理したものを真空パックにして販売できないか、と考えています。具体的には生

フレンチレストランの原点を見つめなおして、**最高のおもてなしを**

会員さん情報 【フランス厨房 旬彩(株式会社バンブー)】



創 業 1988年7月
住 所 鹿児島市武1丁目6-26
T E L 099-296-7288
営業時間 12:00~14:00
17:30~22:00
定 休 日 月曜日

鹿児島中央駅近くにあり、はためくフランス国旗が目印。店内は改装でより洗練された雰囲気に

ハムやハンバーグ、カレーなど。カンパチや霧島サーモンといった、鹿児島の食材を活かしたのも商品化。ほかに、ソミュール液(調理に使う漬け汁)をレシピ付きで売ることも検討しています。開発はほぼ終わり、商品はできています。現在は売り方や宣伝方法を模索中。そろそろ形にしていきたいと思います。

お店づくりに、まだまだ力を入れていきます。「特別な日は、あのお店で」と言ってもらえるように。そして、ここに来た日が記念になる。そういう存在になりたいですね。

DI (Diffusion Index=景気動向指数) とは各調査項目について、好転企業割合から、悪化企業割合を差し引いた値を示し、景気の現状把握や将来の見通し予測を行う。

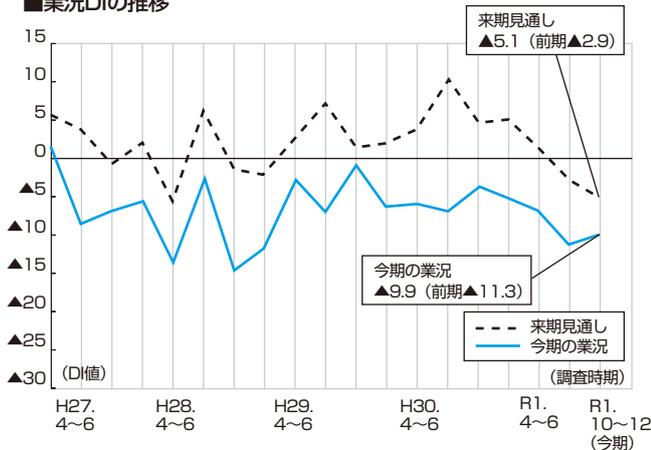
DIがプラスなら……好転、上昇基調
DIがマイナスなら……悪化、下降基調

記号の見方

DI値	-25P以下	-25~ -10P未満	-10~ 10P未満	10~ 25P未満	25P以上
景況	特に悪化	悪化	横ばい	好転	特に好転
	↘	↘	→	↗	↗



■業況DIの推移



【来期(2020年1~3月期)の見通し】
全産業の来期見通しは、▲5.1 (前期比マイナス2.2) ポイントと、3期連続して後退している。特に卸売業では、非常に厳しい見通しをもっていることがうかがえる。

【今期(2019年10~12月期)の景況】
全産業の業況DI値は、▲9.9 (前期比プラス1.4) ポイントで、わずかに改善した。
産業別の業況DIを見ると、製造業は大きく悪化した。それ以外の業種はすべてマイナス幅が縮小した。

今期業況は緩やかに回復するも、来期見通しは引続き後退傾向。

■産業別DI値表

業況	業種	前期 [2019.7~9] (A)	今期 [2019.10~12] (B)	増減 (B)-(A)	来期見通し [2020.1~3]	
					DI値	傾向
業況	全産業平均	▲11.3	▲9.9	1.4	▲5.1	→
	製造業	6.3	▲15.6	▲21.9	6.3	→
	建設業	▲7.4	0.0	7.4	3.7	→
	卸売業	▲40.0	▲31.8	8.2	▲28.6	↘
	小売業	▲16.0	▲4.3	11.7	▲4.3	→
	サービス業	▲10.8	▲2.9	7.9	▲8.6	→
売上額	全産業平均	▲9.9	▲13.3	▲3.4	▲9.9	→
	製造業	▲24.2	▲25.0	▲0.8	▲6.3	→
	建設業	7.7	0.0	▲7.7	▲3.4	→
	卸売業	▲35.0	▲37.5	▲2.5	▲8.7	→
	小売業	▲4.0	8.3	12.3	4.3	→
	サービス業	0.0	▲11.4	▲11.4	▲28.6	↘
資金繰り	全産業平均	▲3.5	▲4.9	▲1.4	▲7.7	→
	製造業	▲6.1	▲6.3	▲0.2	▲3.1	→
	建設業	11.1	3.6	▲7.5	0.0	→
	卸売業	▲25.0	▲20.8	4.2	▲21.7	↘
	小売業	▲19.2	▲12.5	6.7	▲21.7	↘
	サービス業	10.5	5.7	▲4.8	0.0	→
採算	全産業平均	▲14.9	▲7.0	7.9	▲6.4	→
	製造業	0.0	0.0	0.0	9.7	→
	建設業	0.0	6.9	6.9	3.4	→
	卸売業	▲50.0	▲30.4	19.6	▲9.1	→
	小売業	▲26.1	▲17.4	8.7	▲13.0	↘
	サービス業	▲13.2	▲2.9	10.3	▲22.9	↘

【今期の売上額・資金繰り・採算】
売上額の全産業DI値は、▲13.3 (前期比マイナス3.4) ポイントと低下。小売業のみ改善したが、その他の業種は低下した。
資金繰りの全産業DI値は、▲4.9 (前期比マイナス1.4) ポイントとわずかに後退した。
採算の全産業DI値は、▲7.0 (前期比プラス7.9) ポイントと改善した。特に卸売業は、前期から19.6ポイント増と大きく改善した。

【回答企業のコメント】
・年末商戦に向けて、消費者ニーズの把握に注力し、更なる売上増加につなげたい。(小売)
・取引先経営者の高齢化が進んでいるため、新たな販路拡大が課題。(卸売)
・クレジットカードやQRコード等、現金以外の決済方法を希望する顧客が増加している。今後の手数料負担が懸念される。(サービス)



1/9

2020年 年始会

将来の鹿児島を見据えて
「グローバルイズムとの
対峙と挑戦」

1月9日、年始会を城山ホテル鹿児島
で開催。行政、関係団体など来賓を含め
約240人が出席した。

岩崎芳太郎会頭は冒頭のあいさつで、
「従来の『会員各社の利益のために』『議
を言う会議所』など、運営に関する5つ
の方針のもと、グローバルイズムとの対峙
と挑戦を今期の基本戦略として考えて
いる。街づくりや国際化、人手不足、少子
高齢化等の課題に対し、鹿児島の自動に
繋がる実効性のある政策・施策を行な
うべく努力したい」と述べた。



1/14

消費税軽減税率セミナー

確定申告について理解を深める



1月14日、中央税務会計事務所の中島
由雅氏を講師に招き、消費税軽減税率セ
ミナーを開催した。

昨年10月から導入された軽減税率制
度の対象品目や、適用税率ごとの区分経
理処理、確定申告の事前対策として、軽
減税率制度の下での消費税額の計算方
法について説明を行った。また、令和2
年からの所得税法の改正に対応した電
子帳簿保存法等についても解説した。

31名の受講者からは、「適用税率ごと
の経理処理や税額計算の方法を正しく
理解し、確定申告での疑問点が解消でき
た」「所得税法の改正点を学び、経理事務
の対応策を事前に把握できた」などの声
があった。

人と自然にやさしい、快適な環境づくりに貢献。

ISO 9001・14001
ISO 45001
ISO/IEC 27001
認証登録

NANSAY

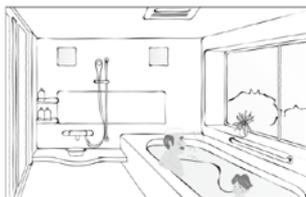
南生建設株式会社

<http://www.nansay.co.jp/>

代表取締役 川畑 智洋

本 社 / 鹿児島市平之町8番13号

TEL 099 (223) 8388 FAX 099 (227) 0620 営業所 / 熊本・大隅・始良・北薩・南薩・熊毛



E-STYLEのEは、
Engagement—絆です。



地域と歩む
私たちにしかできない
リフォームを

E-STYLE
日本ガスグループのリフォーム





ルールを守る風土 社内に醸成

情報セキュリティ対策を社内に浸透させるためには、従業員一人一人の情報セキュリティ意識の向上が必要であるが、それに有効なのが「教育」だ。教育を繰り返し行うことで情報セキュリティポリシー（社内の情報セキュリティ上のルール）を守る風土を社内に醸成することができる。

そして、企業における情報セキュリティ教育では、「情報セキュリティポリシーを周知徹底する」「情報セキュリティの脅威と対策を知る」という2点に取り組みることが有効である。

企業における情報セキュリティ対策の第一歩は情報セキュリティポリシーを作成することである。しかし、情報セキュリティポリシーを策定しただけでは情報セキュリティ対

〔第27回〕教育で意識向上

策ができたとはいえない。社内で働く従業員全員に、自分の役割は何か、具体的にどのようなようにして情報セキュリティポリシーを守るのかなどを周知徹底することこそが大事である。

また、なぜ情報セキュリティポリシーを守る必要があるのかが分からないとポリシーを守り続けることは困難である。そのために、実際の事件や事故の事例を伝えることも大切となる。

中小企業は情報セキュリティの確保のため、教育にも積極的に取り組んでほしい。

定期的な フォローアップを

情報セキュリティ教育を計画・実施する際は、次に挙げるポイントを考慮する。

① 教育の対象

情報セキュリティポリシーは、業務に携わる全ての従業員に周知徹底する必要がある。正社員だけでなく派遣社員やアルバイト、もちろん社長も対象である。また、自社だけでなく業務委託先の教育にも留意する必要がある。

② 教育のタイミング

教育のタイミングとしては次に挙げるタイミングが考えられる。上手く組み合わせることで教育を実施する。

- ・ポリシー運用開始時
- ・ポリシー変更時
- ・事件や事故発生後
- ・新入社や中途採用時
- ・人事異動時（業務が変わったタイミング）
- ・ポリシーを守っていないことが発覚した時
- ・定期的な実施

③ 教育の方法

教育の方法としては次に挙げる方法がある。企業の実況に応じて適切な方法を採用する。

- ・集合講習
- ・eラーニング
- ・課題図書を読ませ、テストにより理解度を確認する
- ・自己点検チェックシートなどを配布して記入させ、ポリシーの順守状況を確認する

④ 教育の記録とフォローアップ

情報セキュリティポリシーを守るには、継続した取り組みが重要である。そのためには、「誰に」「いつ」どの

ような」教育をしたかを記録に残し、全従業員漏れなく教育を行うようにする。また、セキュリティ環境の変化に伴い、教育した内容が陳腐化してしまう可能性があるため、定期的なフォローアップ教育が必要である。加えて、理解度や順守状況が悪い場合は、フォローアップ教育を行ってほしい。

なお、情報セキュリティ教育を行う際のコンテンツの入手方法や具体的な進め方については、IPAが主催する「講習能力養成セミナー」にて学ぶことができる。今年度も8月から全国各地で開催されるため、詳しくはIPAのウェブサイトを<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/seminat.html>を確認してほしい。（独立行政法人情報処理推進機構・江島将和）



経営相談ガイド

マル経資金をご活用ください

無担保、無保証人、低金利

(1・21%)の融資制度

マル経資金は、小規模事業者(※注1)の方を対象に、当商工会議所が日本政策金融公庫に推薦することにより、無担保、無保証人、低金利で利用できる国の融資制度です。

商品仕入れや諸経費支払い、設備の導入など事業資金が必要な際は、お問い合わせ下さい。

■資金使途

- 運転資金
- 仕入資金、買掛金や手形決済資金、従業員賞与、消費税などの諸経費支払など

○設備資金

- 営業車両購入、店舗改装資金、システム導入、備品購入など

■融資限度額

○2千万円

- ・1千5百万円を超える場合は、事業計画書の作成が必要です。

■利率(固定金利)

○1・21%(1月10日現在)

■返済期間

○運転資金7年以内

(据置期間1年以内)

○設備資金10年以内

(据置期間2年以内)

■ご利用頂ける方

- 直近1年以上、当商工会議所の地区内(旧5町および、旧谷山地区の一部を除いた鹿児島市内)で事業を行っている法人・個人の小規模事業者。
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。
- 所得(法人税、市県民税、事業税など、期限の到来した税金を完納されている方。
- この他にも諸条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

○お問合せ

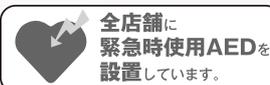
企業支援部 経営支援一課
TEL099(225)9533

※注1 小規模事業者とは

常時雇用する従業員数が

- 商業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人以下の事業者
- 建設業、製造業、その他の業種は20人以下の事業者

これからも、クルマが人々の夢を乗せて走り続けるために——
地球のこと、人のこと、未来のために大切に考えます。



未来とつながるか。
CROWN BEYOND



CROWN
【クラウン】

Esquire
【エスクァイア】



C-HR



Sienta [シエンタ]



ROOMY 【ルーミー】



フロンティアへ 人を、地域を、もっと笑顔に TOYOTA

鹿児島トヨタ自動車株式会社

〒892-0847 鹿児島市西千石町1番28号
☎099-223-6161 www.k-toyota.co.jp

取扱車種 センチュリー・クラウン・プリウス・プリウスα・プリウスPHV・アリオン・アクア・ポルテ・ルーミー・シエンタ・エスティマ・エスクァイア・86・C-HR・ランドクルーザー・ハイラックス・JPNタクシー・サクシード・ダイナ・コースター・トヨタの軽ピクシスシリーズ

後部座席もシートベルトを締めましょう！(全ての座席のシートベルト着用は道路交通法で義務化されています。)

決算・確定申告個別相談会をご利用ください

当商工会議所は、令和元年分の所得税および消費税の決算・確定申告個別相談会を2月17日より開催します。

個人事業主の方を対象に、職員が記帳の仕方や減価償却費の計算、決算振替仕訳などの相談に応じ、決算書や確定申告書の作成については、委託税理士が個別相談に応じます。

相談会で作成した決算書や申告書は、当商工会議所から税務署へ提出します。下記必要書類をご持参のうえ、ご相談ください。

■実施日時

・2月17日(月)～3月16日(月)

※土日祝日を除く

※3月12日までの期間は、お待たせ

しないよう事前予約制となっております。

おります。

・9時～12時、13時～16時

※最終日は12時受付終了

■場所

当商工会議所13階会議室

■相談料(税込)

〔会員または小規模事業者〕

所得税または消費税のみ 4,400円

所得税・消費税の両方 8,800円

〔非会員〕

所得税または消費税のみ 13,200円

所得税・消費税の両方 26,400円

■必要な書類など

・令和元年分確定申告のお知らせの通知ハガキ(税務署より送付されたもの)

※ご持参がない場合、確定申告書の完成が翌日になることがあります。

・前年(30年)・前々年(29年)の決算書、確定申告書の控え

・現金出納帳、売上、仕入、経費などの諸帳簿等

・生命保険、地震保険、小規模企業共済などの控除証明書

・国民年金、国民健康保険の納付済証明書

・源泉徴収票(年金、給与、報酬など)

・印鑑、筆記用具、電卓

・マイナンバーカードもしくは通知カード(事業専従者、扶養親族の分も必要です)

※通知カードの場合は、事業主の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど写真付身分証明書)も必要です。

アイムは、すべての人々のためのインテリジェント・ステージです

アイム Im

「アイム」は鹿児島商工会議所ビルが人と情報が行き交うビルになることを願って、「出逢いは自己紹介から始まる」ことに着眼し、英語の「I'm」(私は)と命名したものです。Iにはインフォメーション、インテリジェント、mにはメトロポリス(中心地)、ミート(出合い)などの意味が込められています。

アイム4F会議室をご利用ください

鹿児島商工会議所ビル(アイム)は皆さまにご利用いただける「アイムホール・貸会議室」を設置しております。会議・セミナー・研修会・講演会・入社試験などにお気軽にご利用ください。

◆貸室使用料(平日使用料金・税抜)

(単位：円)

貸室	面積(m ²)	人員(人)	A	B	C	D
			9:00～12:00	9:00～17:00	13:00～17:00	17:30～21:30
アイムホール(1/1)	274	180	45,000	95,000	56,000	60,500
〃(1/2)	137	81	28,000	59,500	34,500	37,500
〃(1/4)	68	36	20,500	40,500	23,000	27,000
第1会議室	46	30	18,500	38,500	20,500	24,000
第2会議室	37	24	14,000	29,000	15,500	19,500
第3会議室	33	18	13,500	28,000	14,500	17,500

※下記のような利用特典がございます。

- ①展示会などで2日間以上連続して利用した場合10%引き
- ②おおむね1年以内2回以上定期的に利用した場合10%引き



4F アイムホール

貸ホール・貸会議室についてのお問い合わせ、お申し込みは

星光ビル管理(株)鹿児島営業所

鹿児島商工会議所ビル1F TEL099-227-1980 FAX099-225-5810

時代を読み解く



株式会社 大和総研 常務取締役 調査本部 副本部長
チーフエコノミスト 熊谷亮丸

「2020年日本経済の展望」

2020年の年頭に当たり、今年の本邦経済の展望を述べたい。

現状、日本国内には際立って大きなリスク要因はないものの、海外経済の悪化に伴う輸出の不振などを背景に、当面、景気は低空飛行を続ける公算が大きい。

筆者は、経済三団体の一角を占める経済同友会で、経済情勢調査会の委員長を務めているが、19年12月に公表した最新の「景気定点観測アンケート」結果では、20年の国内経済について「中立(60・0%)」、「弱気(22・0%)」、「強気(18・0%)」との回答であった。今後のメインシナリオとして、日本経済は緩やかな成長を維持する見通しである。

日本経済を下支えする要因として、第一に、海外経済の減速ペースが緩やかだという点が指摘できる。米国はトランプ大統領の公約でまだ実現していないのがインフラ投資であり、財政政策などで景気を支えてくる可能性がある。中国も景気が減速すると共産党政権が揺らぐので、財政政策を中心に

とするカンフル剤を打ってくるだろう。グローバルなIT製品のサイクルに底入れの兆しが生じていることを併せ考えると、海外の景気減速ペースは、政治的理由などによって緩やかにとなると予想される。

第二に、所得・雇用環境の改善が継続している。所得に関しては、実質総雇用者報酬(雇用者に分配された総額を物価水準で調整したもの)を見ると、アベノミクスが始まった12年12月以降、緩やかな所得の拡大が続いている。また、人手不足による雇用の逼迫(ひっぱく)は顕著で、仮に景気後退局面になっても企業が過激なリストラを行う可能性は低い。

第三に、消費増税に伴う景気対策により、過去の増税局面より影響は限定的とみられる。19年10月に実施された消費増税の際には、2兆円の増税に対して2・3兆円の景気対策が施され、ネットで見ると約3000億円のプラスである。もともと、増税分2%のうち1%は教育無償化などで国民に還元されており、需要の平準化策もきめ細かく打たれている。

の消費減、(2)住宅の駆け込み需要と反動減、(3)自動車の駆け込み需要と反動減という3点に集約できる。

(1)の低所得者の消費減には、軽減税率制度の導入、プレミアム付商品券、年金生活者支援給付金、キャッシュレス決済時のポイント還元などの対策が講じられた。(2)には住宅ローン減税、すまい給付金、贈与税非課税枠の拡大、次世代住宅ポイント、(3)にも自動車関連減税などが実施されている。こうした施策の効果から、消費の駆け込み需要は前回14年4月の増税時と比べて半分程度に抑えられたとみられる。

ちなみに、高齢の年金生活者(夫婦で年収約156万円)では、今回の増税で年間約1万8000円の負担増となる計算だ。しかし、年金生活者支援給付金は夫婦の満額で年間約12万円になり、ネットで10万円以上のプラスとなる。このように、きめ細かい低所得者対策が功を奏している。

第四に、19年12月に政府は26兆円規模の経済対策を策定するなど、景気下振れリスクに対する万全の備えを講じる方針である。税制面でも、(1)大企業からスタートアップへの出資に対する税優遇、(2)5G網の整備への

支援といった「成長の底上げ」に重点を置いた施策が導入される方向である。

他方で、日本経済のリスク要因は、もっぱら海外に潜んでいる。具体的には、(1)米中摩擦の長期化・深刻化、(2)中国経済の下振れ、(3)英国のEUからの離脱(Brexit)に伴う欧州経済の動揺、(4)中東情勢の混乱を受けた原油価格の高騰などへの細心の注意が必要となるだろう。



Kumagai Mitumaru
くまがいみつまる

PROFILE

1966年生まれ。89年東京大学法学部卒業。93年東京大学大学院法学政治学研究所修士課程修了。2016年ハーバード大学経営大学院AMP(上級マネジメントプログラム)修了。日本興業銀行調査部などを経て、07年大和総研入社。14年同社・執行役員。17年同社・常務執行役員。18年より現職。財務省、総務省、内閣官房、内閣府、参議院などの公職を歴任。18年より経済同友会幹事。11年より株式会社財界研究所「財界賞・経営者賞」選考委員会選考委員。テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」レギュラー・コメンテーターとしても活躍中。

部会委員会 活動報告

持続可能なまちづくりを目指して

〈総合サービス部会・
商業部会合同委員研修会〉

■日時 11月28日18時〜

■場所 ホテルパレスイン鹿児島

■講師

(株)東条設計

代表取締役会長 東條 正博 氏

■演題

鹿児島島のまちづくり

■概要

一口にまちづくりと言っても、歴史や景観、食、文化や芸術、健康や福祉、教育やスポーツなど、多くの構成要素がある。そして、まちは誰のためのものかと想像し、ビジネスと同じく、まちづくりもPDCAで考え、現状や時代の潮流、先進地の事例やまちの声、マスタープランなど、様々なことを念頭にコンセプトをもって、なりたい「まち」を思い描くことが大切である。鹿児島島においては、温泉や食、歴史や景観、地理的・人間的魅力など地域特性をベースに、まちの活力維持のためのハードとソフトの両面から事業を推進することが、持続可能なまちづくりに繋がっていく。いま注目しているのは、ウォーターフロント開発の動向。独自案としては、総合体育館、観光拠点の集客施設まで一体化した複合施設を造ることで、天文館との共存を図りつつ、一体整備で高い稼働率も見込まれ、集客力ある魅力的エリアの形成に繋がっていくと考えている。



く、まちづくりもPDCAで考え、現状や時代の潮流、先進地の事例やまちの声、マスタープランなど、様々なことを念頭にコンセプトをもって、なりたい「まち」を思い描くことが大切である。鹿児島島においては、温泉や食、歴史や景観、地理的・人間的魅力など地域特性をベースに、まちの活力維持のためのハードとソフトの両面から事業を推進することが、持続可能なまちづくりに繋がっていく。いま注目しているのは、ウォーターフロント開発の動向。独自案としては、総合体育館、観光拠点の集客施設まで一体化した複合施設を造ることで、天文館との共存を図りつつ、一体整備で高い稼働率も見込まれ、集客力ある魅力的エリアの形成に繋がっていくと考えている。

かごしま国体・かごしま大会で

鹿児島島の魅力発信を

〈観光・飲食・交流部会委員研修会〉

■日時 12月13日18時〜

■場所 ホテルタイセイ

■講師

鹿児島県

国体・全国障害者スポーツ大会局

局長 中堂 哲郎 氏

■演題 燃ゆる感動 かごしま国体・

かごしま大会のご案内

■概要

2020年の10月3日〜13日にかけてかごしま国体が、同24日〜26日にかけてかごしま大会（障害者スポーツ大会）が県下各地域で開催される。国体は全国の各都道府県での持ち回り開催となっており、本県での開催は昭和47年の太陽国体以来、48年ぶりとなる。「熱い鼓動 風は南から」をスローガンに、県民に夢と希望を与える大会にするべく、現在準備作業や募金活動を進めている。

また、国体は2023年から「国民スポーツ大会」と名称変更することが決まっており、「国体」としては鹿児島で開催される最後の大会となる。

県民が一丸となつて準備を進め、県外から来られる多くの競技者・観戦者等が鹿児島島の魅力を十分に満喫いただけるよう、関係団体の皆様には引き続きご協力をお願いしたい。

KAGOSHIMA BANK

“かぎん”でんさいサービスは手形に代わる新たな決済手段をご提供します。

「でんさい(電子記録債権)」は手形・指名債権(売掛債権等)の問題点を克服した新たな金銭債権です。全国銀行協会が設立した「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」に債権・債務データを記録することで、でんさいの発生、譲渡、分割が行えます。

◎でんさいサービスをご利用いただく場合は、「かぎんFB-Webサービス」のご契約が必要となります。
◎取引種類(手形代替取引、融資取引)及び各種手数料など詳細については下記へお問い合わせください。

	支払企業(債務者)の皆さま	納入企業(債権者)の皆さま
でんさいの メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●手形用紙の作成や印章の押印等、事務負担が軽減されます。 ●手形の搬送コストが削減できます。 ●手形と異なり印紙税は課税されません。(印紙の貼付が不要) ●複数の支払手段(手形・振込等)の一本化で効率化が図れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ペーパーレス化により、手形の紛失・盗難対応等の管理コストが削減できます。 ●必要な分だけ分割して、譲渡や割引ができます。 ●面倒な取立手続きは不要で、支払期日当日に自動的に資金が入金されます。

【お問合せ先】
まずはお電話ください

かぎんFBセンター ☎ 0120-089-274 ガイダンス2

受付時間 平日9:00~17:00
※銀行休業日を除く

または 鹿児島銀行本店

鹿児島銀行

快進撃企業に学べ

人を大切にする経営者
会長 坂本光司



誠実に五方よし経営を続ける「療食サービス」

宇都宮市郊外の産業団地の一角に、モダンな社屋の中小企業がある。ここが株式会社療食サービスの本社と物流センターである。

同社の主事業は、社名の通り、病院や福祉施設で提供される治療用特殊食品や、近年はやりの施設内でのおやつ菓子などの卸・小売業である。

設立は1981年。現社長の野村武夫氏が、3人のスタッフと共にスタートした企業である。創業のきっかけは、同氏が前職で会社員をしていた当時、たまたま担当していた取引先のトップに仕事から撤退することを告げられたことで、ならばと、その仕事を引き継ぐ形で独立創業した。

資本金100万円、スタート時の社員数はわずか3人であったが、苦労と努力が実り、1年目から着実に業容を拡大し、初年度には数千万円にすぎなかった売上高が、現在では約40億円、社員数も70人にまで増加している。驚くのは、売上高が、この間一貫して右肩上がり、かつ黒字経営を続けている点である。

設立当初、その商圏は栃木県の一部地域のみであったが、年々拡大し、今や栃木県内全域はもとより、群馬県、茨城県、埼玉県、そして千葉県にまで拡大している。ちなみに、現在同社の商品が直接・間接提供されている病院や老人ホーム、さらに「デイサービス事業所」などは、関東5県を合わせて4000カ所以上に上る。

また顧客の性格上、一人一人の健康状態に合わせた配慮と工夫が求められていることもあり、創業当初100にも満たなかった取り扱い商品アイテムは、仕入れや同社の企画提案商品などを含め3000種類以上となっている。今や全国有数の療食（治療用特殊食品）のワンストップ企業として関係者の評価は高い。

同社の成長発展の要因は多々あるが、あえて1点を挙げるならば、同氏の考えた経営の在り方・進め方が、社員はもとより仕入れ先、さらには販売先・顧客、そして社会の支持を得てきたからといえる。

その経営の在り方とは、前職時代の経験や、多くの書物などから得た

知見を踏まえ「会社は個人のものでなく社会的公器」と評価・位置付けし、その決断の方法も「損得・勝ち負けではなく善・悪、つまり、どうすることが正しいのか、正しくないのか」をベースとしたものである。

また、進めた経営スタイルは、「株主第一経営」ではなく「社員と顧客第一経営」、「ワンマン経営・トップダウン経営」ではなく「全員参加経営」、「閉鎖的経営」ではなく「超ガラス張り経営」、「命令経営・ノルマ経営」ではなく「自主経営・相談経営」、さらには「急成長・急拡大経営」ではなく「年輪経営」の実践であった。こうした企業の実践を見ると、企業の盛衰の最大要因は、リーダーそのものにあるといえよう。



Kouji Sakamoto
さかもと・こうじ

PROFILE

1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授、法政大学大学院政策創造研究科(地域づくり大学院)教授、同静岡サテライトキャンパス長などを歴任。国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。著書に「日本でいちばん大切にしたい会社」(あさ出版)、「この会社はなぜ快進撃が続くのか」(かんき出版)など。

COROLLA SPORT



COROLLA



COROLLA TOURING



New! Corolla



トヨタ 鹿児島

〒890-0068 鹿児島市東郡元町 15-18 TEL.099-253-1000
営業時間 / 9:30 ~ 18:00 定休日 / 月曜日

カローラ鹿児島 検索

事業主のみなさまへ

ひとりでも労働者を雇用していれば労働保険に加入する必要があります



労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険を総称した言葉です。原則として労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を1人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければならない国の保険制度です。（農林水産の事業の一部を除く）

労災保険 + 雇用保険 = 労働保険

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤中に負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付等を行うものです。

パート、アルバイトを含めたすべての労働者が対象となります。

雇用保険

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付等を行うものです。

労災保険対象者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません。

労働保険の加入手続き

まず、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料を乗じて得た額）を概算保険料として申告納付することになります。



労働保険事務組合とは…？

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主などの団体です。鹿児島商工会議所も労働保険事務組合として認可をされており、会員企業の皆さまの労務支援として、労働保険の事務受託を行っています。

委託できる事務の範囲

- 1 概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- 2 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の届出等に関する事務
- 3 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 4 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- 5 その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

委託できる事業主

- 常時使用する労働者が
- 金融・保険・不動産・小売業
・・・・・・・・・・・・・・・・・・50人以下
 - 卸売・サービス業
・・・・・・・・・・・・・・・・・・100人以下
 - その他の事業
・・・・・・・・・・・・・・・・・・300人以下

委託のメリット

- 1 労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 2 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- 3 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付ができます。（事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。）
- 4 当事務組合の委託手数料は、概算保険料の5%（税別）です。

【お問い合わせ先】

労働保険事務組合 鹿児島商工会議所 企業支援部 経営支援1課 TEL099-225-9533/FAX099-227-1977

社長、こんな悩みは ありませんか？

後継者問題についての悩みお応えいたします。



- 後継者がいない。今後会社は存続できるのか？
- 従業員に後継者として会社を任せたいが…
- 事業承継の手順がわからない…
- 会社を譲り渡したい！
- 会社を譲り受けたい！
- M&Aの税制や補助金のことを知りたい！



事業承継に関する、疑問点の相談や具体的な手続きのアドバイス・M&Aの相手探しの支援など専門家が丁寧に対応いたします。



鹿児島県事業引継ぎ支援センター

鹿児島県事業引継ぎ支援センターは、中小企業や小規模事業者の事業承継やM&Aを支援する公的機関です。安心してご相談ください。

経済産業省 九州経済産業局 委託事業
鹿児島県事業引継ぎ支援センター

〒892-8588 鹿児島市東千石町1-38
アイム13F(鹿児島商工会議所内)

Tel 099-225-9534 Fax 099-227-1977

E-mail:k-hikitsugi@chic.ocn.ne.jp

<http://www.kagoshima-cci.or.jp>

【相談時間】

- ・毎週 月曜日～金曜日(祝日除く)
- ・9時～17時

相談
無料

秘密
厳守

令和2年度 鹿児島商工会議所検定試験日程のご案内

商工会議所が実施する検定試験は企業現場で求められる実践的な能力を育成し、評価・認定することを目的としており、知識やスキルの習得が客観的にわかる公的資格として高い評価を受けています。従業員の能力向上・戦力アップにぜひお役立てください。

	検定試験名	受験料(税込)		試験日程		
				試験回	実施級	試験日
日商・日珠連	日商簿記	1級	7,850円	第155回	1級・2級・3級	2020年6月14日(日)
		2級	4,720円	第156回	1級・2級・3級	2020年11月15日(日)
		3級	2,850円	第157回	2級・3級	2021年2月28日(日)
	日商簿記 (ネット試験)	簿記初級	2,200円	随 時		
		原価計算初級	2,200円			
	リテールマーケティング (販売士)	1級	7,850円	第86回	2級・3級	2020年7月11日(土)
		2級	5,770円	第87回	1級・2級・3級	2021年2月17日(水)
		3級	4,200円			
	日商珠算 (そろばん)	珠算 1級	2,340円	第219回	珠算能力・ 暗算・段位	2020年6月28日(日)
		珠算 2級	1,730円	第129回		
		珠算 3級	1,530円	第220回 第130回		2020年10月25日(日)
		珠算 4~6級	1,020円			
		珠算 7~10級	910円			
		暗算 1~10級	910円	第221回 第131回		2021年2月14日(日)
		段位 珠算・暗算	2,950円			
		段位 珠算のみ	2,550円	第111回 第112回 第113回	下級珠算・暗算 ※珠算連盟会員塾 にて実施	2020年4月12日(日)
		珠算 準1級	2,040円			2020年8月2日(日)
		珠算 準2級	1,630円			2020年12月13日(日)
		珠算 準3級	1,320円			
珠算 4~6級		1,020円				
珠算 7~10級		910円				
暗算 1~10級	910円					
リニューアル カラーコーディネーター®	アドバンスクラス	7,700円	第48回	アドバンスクラス スタンダードクラス	2020年6月7日(日)	
	スタンダードクラス	5,500円	第49回	アドバンスクラス スタンダードクラス	2020年11月29日(日)	
	ビジネス実務法務®	1級	11,000円	第47回	2級・3級	2020年6月21日(日)
		2級	6,600円	第48回	1級・2級・3級	2020年12月6日(日)
		3級	4,400円			
	福祉住環境 コーディネーター®	1級	11,000円	第44回	2級・3級	2020年7月5日(日)
		2級	6,600円	第45回	1級・2級・3級	2020年11月22日(日)
		3級	4,400円			
	環境社会(eco検定)®	—	5,500円	第28回 第29回	級の設定なし	2020年7月12日(日) 2020年12月13日(日)
	ビジネスマネジャー®	—	6,600円	第11回 第12回	級の設定なし	2020年6月27日(土) 2020年11月8日(日)
ネット試験	日商PC (文書作成・データ活用・ プレゼン資料作成)	1級	10,480円	※留意事項 ≪検定試験≫ 詳しくは、当商工会議所の各検定 試験のページをQRコードからご参 照ください。 ≪ネット試験≫ 各施行機関(会場)にて随時実施 しています。 ただし、日商PC、電子会計実務、 日商ビジネス英語の1級試験の日程は 2020年10月4日(日)、2021年2月21日 (日)です。		
		2級	7,330円			
		3級	5,240円			
	日商プログラミング	BASIC	4,200円			
		EXPERT	6,600円			
		STANDARD	5,500円			
	電子会計実務	BASIC	4,400円			
		ENTRY	3,300円			
		1級	10,480円			
	日商ビジネス英語	2級	7,330円			
		3級	4,200円			
		1級	7,330円			
	キーボード操作技能 (ビジネスキーボード) (キータッチ2000テスト)	2級	5,240円			
3級		4,200円				
キーボード操作技能 (ビジネスキーボード) (キータッチ2000テスト)	ビジネスキーボード	2,620円				
	キータッチ2000	1,570円				



商工会議所ネット試験の会場について

お問い合わせ先/鹿児島商工会議所 企業支援部 企業支援課 TEL:099-225-9522 FAX:099-227-1977
ホームページ <http://www.kagoshima-cci.or.jp>

新入会員紹介

事業所名	事業内容
Y's技建	塗装全般、総合防水工事
岩川デンソー	内装業、飲食業
(株)HOLZ産業	木材チップ加工
田中建業	建築、水道・土木
奏工業	建設業(とび)
(有)寺田板金工業	管工事業
(株)Mでんき住設	家電販売・修理、太陽光発電システム販売・施工、電気工事
(有)勝建	一般土木工事業
海江田経営会計事務所	税理士業
(株)スクラップデザイン	ホームページ制作、ネットショップ支援
京・山吹屋	杖小売
安田隆幸税理士事務所	税理士業
ハラダ冷熱	管工事、電気設備工事
学校法人原田学園	学校教育
ハラダ空調設備	管工事
(公財)慈愛会	医療、介護・福祉、保健、教育
山電	電気工事設計施工

事業所名	事業内容
キャリアケア九州	介護施設等での講師、口腔ケア商品の小売
社会医療法人緑泉会	病院、診療所、介護老人保健施設
いもん娘	菓子製造販売
(株)だいゆう	福祉用具のメンテナンス
(株)コミュニティアイワ	生活関連サービス
米粉シフォン メランジュ	菓子製造・小売
(株)コリウス鹿児島	障害者就労支援
(株)ワイズカンパニー	輸入車販売、自動車事業保険代理店、包装資材、ゴルフ事業
(有)藍のあい	藍染・草木染製造販売、大島紬リフォーム、食品製造販売
堀ノ内康丈税理士事務所	税理士業
スカイレンタカー九州(株)	レンタカー業
(株)K&T	ウォーターサーバー卸、健康器具卸
(株)グッドフェローズダイニング	飲食業
サインポスト(株)	人材紹介
医療法人玉昌会	病院、診療所、介護施設
医療法人猪鹿倉会 パールランド病院	医療業

(2019年9月・10月常議員会承認)

特定商工業者の皆さまへ 特定商工業者負担金納入のお願い

- 商工会議所は、商工会議所法に基づき、特定商工業者の実態を把握するために法定台帳を整備し、商工業の総合的な改善・発達を図るための基礎資料として役立てています。
- **負担金**とは、法定台帳の作成、管理および運用に要する経費の一部に充当するもので、鹿児島県知事の認可を得て、特定商工業者に該当される方々にご納入をお願いしております。
- 本年度の負担金についてご納入がお済みでない事業所には、再度、請求書をお送りしております。期限までにご納入くださいますようお願い申し上げます。

負担金額 年額 **2,500円**
納入期限 2020年 **2月28日**

『特定商工業者』とは？

鹿児島市内で事業を始めてから6カ月以上経過している商工業者のうち、資本金300万円以上の法人、または、従業員20人以上の法人、個人(商業、サービス業は5人以上)です。

【お問い合わせ先】 企業支援課 TEL:099(225)9522



坂元のくろず 壺畑
情報館 & レストラン

くろずの歴史や製法などを無料でご案内いたします。

☎0120-207-717

坂元のくろず
鹿児島島の壺造り黒酢



坂元醸造株式会社



本社 / 〒890-0052 鹿児島市上之園町 21 番地 15
 TEL. (099)258-1777 FAX. (099)250-1555
www.kurozu.co.jp / info@kurozu.co.jp
 壺畑 / 工場 鹿児島県霧島市福山町福山

鹿児島商工会議所 会員の集い ～ 講演会・会員交流会 ～

■ 日 時 令和2年3月23日(月)

■ 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル(鹿児島市与次郎1-8-10 TEL:099-253-2020)

第一部 講演会 15:30～17:00

団塊世代の高齢化、地方の過疎化という社会問題を扱い、ドラマ化もされた「プラチナタウン」の著者である楡周平氏を講師に迎えます。人口減少、高齢化などの社会的課題の中で、地方創生や豊かな経済社会を実現するための新たなビジネスモデルについてご高話いただきます。

■ 定 員 350人

■ 対 象 会員事業所をはじめ商工業者の方ならどなたでもご聴講いただけます。

■ 聴講料 無料

■ 講 師 作家：楡 周平（にれしゅうへい）氏

—講師紹介—

1957年岩手県生まれ。慶應義塾大学大学院修了。

米国大手フィルムメーカー、コダック社に在職中は、80億円規模の物流プロジェクトに従事した後、デジタル製品のマーケティングを担当。

同社在職中の96年、デビュー作「Cの福音」を宝島社から刊行。30万部を超えるベストセラーになったのを機に専業作家に転身。デビュー当初はハードボイルドや国際謀略小説がメインであったが、2005年に「再生巨流」を週刊新潮に連載したのを機に、経済小説へとジャンルを広げる。

「宿命」、「再生巨流」、「プラチナタウン」など、テレビドラマ化された作品も多く、新書も含め多数の著書がある。



第二部 会員交流会 17:15～18:40

会員の皆様に、業種や規模を問わず、情報交換やお互いの交流と親睦を深めていただくことを目的に会員交流会を開催いたします。

皆様方の多数のご参加をお待ちしております。

■ 定 員 250人

■ 対 象 会員事業所をはじめ商工業者の方ならどなたでもご参加いただけます。

■ 参加費 一人4,000円
(会食費を含みます)



●申込方法

郵 送 ・ F A X の 場 合 : 巻末チラシ裏面の参加申込書にご記入のうえ、下記へお送りください。

インターネットの場合 : 下記アドレスから、申込フォームにご入力の上、送信してください。

<http://www.kagoshima-cci.or.jp/?p=8957>

鹿児島商工会議所会員の集い 検索

●お申し込み・お問い合わせ先

企業支援部 Tel : 099-225-9522 Fax : 099-227-1977 E - mail kigyoushien@sage.ocn.ne.jp

トレンッド通信

日経BP社「日経ビジネス」
シニアエディター 渡辺 和博

「2020年、『眠り』関連市場が地方発ヒットの注目分野に」

今回は、2020年以降に地方発ヒット商品が生まれると期待できる分野について、お話しします。私が大きく注目しているテーマの一つが「眠り」です。

日本国内の人口年齢分布や、経済状況がもたらす人々の働き方や暮らし、東京オリンピック・パラリンピック開催で多くのメディアが体づくりやコンディショニングに関するコンテンツを大量に発信するであろうことなど、「眠り」の質を高めることについてこと多くの人が関心を抱くようになる予想されます。そこで「快適な眠り」をもたらしてくれるものやサービスについて、強いニーズが顕在化するでしょう。

では、快適な眠りをもたらすものにはどんなものがあるのでしょうか。まず思いつくのが、布団や枕などの寝具。それにパジャマなどの衣料。香りやアロマ、エアコン、加湿器などの眠りの空間環境に関するもの、また、BGMなどの音楽も関係します。快適な眠りを得るためには、お風呂などで上昇した体温をゆるやかに下げ、副交感神経を優位にすることが重要であると知

られています。そうすると快適な眠りを手に入れるためには、入浴の質を高めるのも有効でしょう。ならば入浴剤も眠り関連グッズといえるでしょう。

また、適度に体を疲れさせるために役立つ運動やマッサージ、就寝前のひとときをリラククスさせるお酒やお茶などの飲料も、眠りに関係した分野の一つです。

こうした眠りに関連したもののやサービスなどをトータルに科学的に考えて、よりよい眠りを追求しようというアプローチは「スリープテック」と呼ばれます。眠りの状態をモニターする活動量計などウェアラブルの情報機器もスリープテックの一分野です。

私がスリープテック分野を地方発ヒットと関連付けて注目する理由は、いろいろあります。一つは、全ての人間関係する事柄なので市場が大きいこと、二つ目は今後さまざまな発見やアプローチが開発され重要性が認識されるにつれて、ますます市場が拡大すると予想されること。

そして何より、地方が持っている豊かな自然の素材や資源をうまく生かした商品やサービスを高付加価値に

できる相性の良さを感じるからです。

実際に、地域の素材を使った枕や入浴剤、アロマオイルやせっけんなどは、各地で商品化が進んでいます。こうした商品は、素材は良いのですが、やたらと原価率が高かったり売り方やユーザーイメージの詰めが甘かったりして実際にはさほど売れていないものがたくさんあります。今後きちんとしたマーケティングの視点を入れれば、まだまだ伸びていくでしょう。

こうした、地方発のものづくりと相性が良く、今後注目される分野はまだいくつもあると考えています。2020年が皆さまでとって大きな希望が持てる年になりますよう願っています。



Watanabe Kazuhiro
わたなべ かずひろ

PROFILE

1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。全国各地のものづくり企業、自治体、地域商社やDMOなどを取材、地域に持続的に稼げるビジネスをつくることをテーマにした著書「地方発ヒットを生む逆算発想のものづくり」がある。全国の商工会議所などで地域活性化や名産品開発を支援する講演などを実施している。





鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC
文化社は「鹿児島ユナイテッドFC」を応援します。



株式会社 文化社

- 浄化槽保守点検・清掃
- グリストラップ清掃
- 浄化槽補修工事
- 鹿児島市水道局指定工事店

鹿児島市新栄町22-26
TEL (099) 256-0075
<http://bunka-inc.jp>

多様化・複雑化の傾向にある

「労災事故」から会員企業も

従業員も、お守りいたします。



うつ病による自殺、酒死などによる
労災認定件数が

増加

1億円を超える
高額な賠償事例が

発生

短期間労働者、パート、アルバイト、派遣社員等
非正規雇用労働者の

増加

2014年労働安全衛生法改正で
企業の安全配慮義務の

厳格化

あなたの会社が「業務災害補償プラン」に加入していれば！



会員企業には…

資金繰りに影響を与えること無く、
高額な損害賠償金が支払い可能に！



従業員には…

短期間労働者、パート・アルバイト、派遣社員等
非正規雇用労働者でも包括補償で安心！

全国商工会議所の

業務災害補償プラン

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料（一般加入と比べ約半額の掛金水準）
- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
政府労災保険への加入が必要です（使用者賠償責任保険は給付決定後の支払いになります）。
- 契約は無記名式。短期間労働者やパート・アルバイト・派遣社員等も包括補償
- 掛金は売上高と業種で算出、掛金は全額損金算入可能
- 「健康経営優良法人」に認定された事業者に対し、通常の割引後にさらに5%の上乗せ割引を適用

おかげさまで
8万件
突破

商工会議所の保険制度HP	制度運営	お問い合わせ先	引受損害保険会社
https://hoken.jcci.or.jp	日本商工会議所	各地商工会議所 [商工会議所名簿] [検索]	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●一部の商工会議所では、本プランを取り扱っていない場合があります。取り扱いの有無はお近くの商工会議所にご確認ください。 ●本内容は業務災害補償プランの概要を示したものです。詳細は引受保険会社の約款、パンフレットでご確認ください。 ●お見積り、ご加入手続きは引受損害保険会社にお問い合わせください。

商工会議所では、本プランのほかにも会員事業所従業員の福利厚生充実を目的とした「生命共済制度」「特定退職金共済制度」など、各種共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。

本広告は、日本商工会議所が有限会社石垣サービスの協力のもと制作したものです。

商工会議所の保険制度は、会員の皆さまの経営リスクの担保（リスクの移転）および従業員の福利厚生充実を目的としており、全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な保険料でご加入いただける団体保険制度です。

例）業務災害補償プラン 最大 58%OFF ※割引率は引受保険会社によって異なります。

【お問い合わせ先】 鹿児島商工会議所 企業支援部 企業支援課 ☎099-225-9522

Ibusuki
Tanegashima
Yakushima
GREEN TRIANGLE

指宿・屋久島・種子島を結ぶ
グリーントライアングルは、
地球が創ったテーマパークです。

いわさきホテルズ

Iwasaki Hotels

感謝の気持ちをかたちに変えて

享保15年創業
本格焼酎

白露
しらつゆ

ボトルもキャップも
モルトもえらべて
組み合わせ自由自在

恩師への感謝、グループの親睦に！
大会等の記念品に！

www.shiratsuyu.jp

地域を活かす、暮らしを守る。

長い歴史のなかで積み重ねてきたノウハウを礎に
地域の皆様と、企業の安心と活力ある未来を創造します。

- 不動産売買等の仲介
- 貸ビル貸会議室
- 損害保険の募集取扱
- オフィスビル清掃・ハウスクリーニング
- 生命保険の募集取扱

鹿児島ビル不動産株式会社 〒892-0821 鹿児島市名山町1-3-43

鹿児島ビル不動産

代表 ☎ 099-226-3200 FAX 099-227-4022